

牧之原市監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、  
牧之原市長から監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、  
次のとおり公表する。

令和5年9月8日

牧之原市監査委員 飯塚 貴穂  
同 原口 康之



牧 総 第 126 号  
令和 5 年 9 月 7 日

牧之原市監査委員 飯塚 貴穂 様

牧之原市監査委員 原口 康之 様

牧之原市長 杉本 基久



### 財政援助団体等監査に関する報告及び意見について

令和 5 年 7 月 31 日付け牧監第 46 号により通知のあった財政援助団体等監査に関する報告及び意見について、別紙のとおり措置状況を報告します。

牧之原市役所総務課  
担当：八木  
電話：0548-23-0050



## 令和5年度の監査指摘事項に対する措置状況について

社会福祉課

### 令和5年度の財政援助団体等監査において、監査委員が指摘（意見・要望）した事項に対する措置状況

監 査 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>【社会福祉協議会・社会福祉課】</p> <p>1　社会福祉協議会運営事業補助金については、そのほとんどが人件費等の固定費に充当されているのが現状である。協議会の自主財源のうち、介護保険事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策の影響で利用者が減少したことにより大幅な収益減となっている。コロナ禍収束後の介護保険事業（在宅福祉事業）について、市民に選ばれるような魅力ある事業展開を図る等、長い目でみて社会福祉協議会の健全運営に繋がるよう、市とも連携して取り組んでいただきたい。また、新卒者の確保に向けた学校訪問や、中途採用・パートタイマー採用、有資格者の育成など、新たな視点を取り入れ、人材確保に努めていただきたい。</p>	<p>【社会福祉協議会・社会福祉課】</p> <p>1　新型コロナウイルス感染症対策の影響による減収については、感染法上の位置づけが「5類」に移行され、行動制限が緩和されたことから、社会福祉協議会が運営する介護事業所は、少しずつ利用者が増えてきている状況です。今後は、これまで以上に皆様に選ばれる魅力ある事業所となるよう、きめ細やかなサービスの提供や事業内容の積極的な周知について取り組み、協議会の健全運営に努めてまいります。</p> <p>また、有資格者に限らず福祉に興味がある方を幅広く対象とする新規採用職員の募集検討、職員の福祉資格取得に向けた支援など、福祉の担い手育成も視野に入れた人材の確保に努めてまいります。</p> <p>市においても、引き続き、必要に応じて、協議会に向けた職員派遣及び介護担当部署との連携強化に努めるとともに、協議会を含む市内介護事業所の課題である介護人材の不足に対応するため、介護サービスを支える人材の確保・質の向上に向けた事業を進めてまいります。</p>

監査指摘事項	措置状況
<p>2 社会情勢の変化等により各相談内容が多様化・複雑化し、困難ケースへの対応も求められる中、担当職員のスキル向上と併せ、働き方改革への取り組みも必要と思われる。居宅介護支援事業所・訪問介護事業所を統合し業務効率化を図る、また対象者の早期発見・早期支援に繋げるために、社会福祉協議会内の各担当者間での連携体制を構築するなど、既に様々な業務改善に取り組んでいただいているが、今後は、社協や行政だけでなく、他の民間事業者や地域住民とも連携し、支援を必要とする方を早期に適切なサービスに繋げられるような見守り支援体制づくりに取り組んでいただきたい。</p>	<p>2 分野を超えて複雑化する困難ケースが増え続けている中、地域全体で支援を必要としている方を支えていく仕組づくりは国の施策としても重要事業として位置づけられています。本年度は、市と社会福祉協議会において一体的に「第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定に取り組んでおり、支援を必要とする方を早期に適切なサービスに繋げるための重層的な支援体制強化についても、地域住民や民間事業者等の協力を得ながら、市と協議会が協働で具体的な取組について協議してまいります。</p> <p>また、仕組づくりにおいては、地域住民の地域づくりへの参加が重要であるため、住民自らが「我が事」として地域の課題に取り組むよう働きかけることで、地域共生社会の実現を目指してまいります。</p>